

盛岡ガス燃料株式会社行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間
2. 内容

男性の育児休業取得を促進するための措置を実施する。

<対策>

- ・半期毎に育児休業制度の周知と対象者の把握を行う。

- ① 令和6年4月 育児休業制度の周知、対象従業員へのヒアリング及び利用有無の確認
- ② 令和6年10月 育児休業制度の周知、対象従業員へのヒアリング及び利用有無の確認
- ③ 令和7年4月 育児休業制度の周知、対象従業員へのヒアリング及び利用有無の確認
- ④ 令和7年10月 育児休業制度の周知、対象従業員へのヒアリング及び利用有無の確認
- ⑤ 令和8年4月 育児休業制度の周知、対象従業員へのヒアリング及び利用有無の確認
- ⑥ 令和8年10月 育児休業制度の周知、対象従業員へのヒアリング及び利用有無の確認

以上

令和6年3月12日